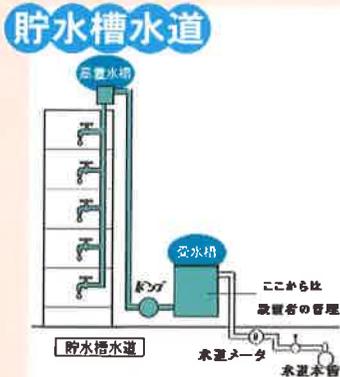


## 貯水槽水道とは

### 直結式給水と受水槽式給水

道路に埋まっている水道管（配水管）の水圧で、直接各家庭へ給水する方式を直結式給水といいます。



これに対して、マンションやビル等で配水管からの水道水をいったん受水槽に貯め、この受水槽から加圧ポンプや高置水槽を利用して給水する方式を受水槽式給水といいます。

## 貯水槽水道の種類

貯水槽水道とは、受水槽式給水を行っている水道施設の総称をいいます。

この内、受水槽の有効容量が 10 立方メートルを超えるものを簡易専用水道、10 立方メートル以下のものを小規模貯水槽水道といいます。

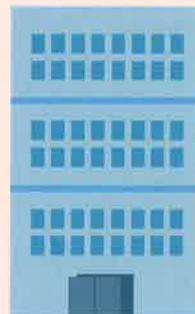
## 貯水槽水道の維持管理

### 貯水槽水道の管理は

貯水槽の管理責任は、その設置者にあります。受水槽に入るまでの水道水は、上下水道局が管理していますが、受水槽に入ってから水道水は、その設置者が責任を持って管理することになっています。

## 管理の基準は

1. 受水槽や高置水槽の掃除を 1 年に 1 回定期的に行ない、いつもきれいにしてください。
2. 受水槽、高置水槽の状態やマンホールの施設などの点検を定期的に行なって、不備なところは、すみやかに改善してください。水の色や味、臭いなどに注意して、異常があれば、水質検査をしてください。
3. 水道汚染が判明した時は、直ちに給水を止めて、利用者や四日市市環境部環境保全課、上下水道局へ連絡をしてください。



## 定期的な検査を

1. 簡易専用水道の設置者は、1 年に 1 回、定期的に水道法に定められた検査機関で検査（法定検査）を受けてください。
2. 小規模貯水槽水道の設置者は、1 年に 1 回、定期的に検査を行なってください。



お問い合わせは  
四日市市役所環境部環境保全課  
大気水質係 059-354-8189  
四日市市上下水道局お客様センター  
給水審査係 059-354-8363



## ～マンション・ビルなどの オーナーさまへ～ 受水槽・高置水槽の 管理について



四日市市上下水道局

## 貯水槽水道を管理するみなさまへ

上下水道局では、貯水槽水道を利用するお客さまに安全でおいしい水を利用していただくため、貯水槽水道の適正管理に向けた指導を行っています。

お客さまに安心して水道水を飲んでいただけるよう、貯水槽水道を管理するみなさまに

- 受水槽の適正な管理の方法
- 貯水槽水道から直結給水への切り替えなどの指導・助言を行っています。

## 受水槽の維持管理の チェックポイント



## 水質検査の実施

週に一度は、透明なコップに水を入れ、色、濁り、臭い、味に異常がないかを確認します。残留塩素濃度の測定も合わせて行いましょう。

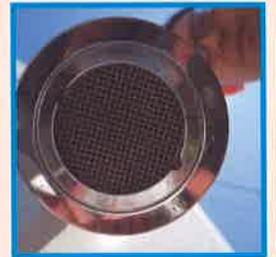
さらに、年に一回以上pH値、一般細菌、大腸菌、鉄及びその化合物、亜鉛及びその化合物の5項目について検査を受けましょう。

施錠されているか

マンホール

通気管

通気管、オーバーフロー管の防虫網があるか



吐水口空間の確保

オーバーフロー管

給水管



壁面等に亀裂がないか

給水管

受水槽内に汚れ、異物がないか

水抜管

排水管

排水管

十分な排水口空間があるか

(受水槽例)



## 受水槽の清掃

飲料水の衛生を保つためには、少なくとも年一回は定期的な清掃が必要です。清掃時に水槽内の破損や劣化を点検し、必要があれば補修してください。

## 設備の点検

飲料水を安全にお使いいただくために、受水槽、自動制御装置、給水ポンプ、配管など、設備の定期的な保守点検を行うことが大切です。

